

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和5年7月13日

新たに地域周産期母子医療センターを認定します ～ 県内周産期母子医療センター12か所体制 ～

(同時発表：春日部記者クラブ)

県は、周産期医療体制の充実を図るため、新たに、春日部市立医療センターを地域周産期母子医療センターに認定します。

地域周産期母子医療センターとは、産科及び小児科（新生児診療を担当）等を備え、母体や胎児、新生児に対する高度な医療を提供できる施設をいいます。

今回の認定により、本県の地域周産期母子医療センターは10か所となり、総合周産期母子医療センターと合わせて12か所体制となります。

1 認定病院

春日部市立医療センター

2 認定年月日

令和5年7月14日

参考1 県内の周産期母子医療センター

(1) 総合周産期母子医療センター 2施設※

母体・胎児集中治療管理室（MFICU）や新生児集中治療室（NICU）を含む産科及び新生児の病棟などを備え、より高度な周産期医療を提供する中核施設。

- ・埼玉医科大学総合医療センター（川越市）
- ・さいたま赤十字病院、埼玉県立小児医療センター（さいたま市）

※ さいたま赤十字病院と埼玉県立小児医療センターを一体として総合周産期母子医療センターに指定している。

(2) 地域周産期母子医療センター 10施設

- ・川口市立医療センター（川口市）
- ・深谷赤十字病院（深谷市）
- ・埼玉医科大学病院（入間郡毛呂山町）
- ・国立病院機構西埼玉中央病院（所沢市）
- ・さいたま市立病院（さいたま市）
- ・埼玉県済生会川口総合病院（川口市）
- ・自治医科大学附属さいたま医療センター（さいたま市）
- ・国立病院機構埼玉病院（和光市）
- ・獨協医科大学埼玉医療センター（越谷市）
- ・春日部市立医療センター（春日部市）

参考2 春日部市立医療センターの概要

(1) 開設者

春日部市

(2) 開設日

平成28年7月1日

(3) 病院長

山本 樹生 氏

(4) 所在地

春日部市中央六丁目7番地1

(5) 病床数

363床

(6) 診療科目

27科

産婦人科、小児科、内科、循環器内科、血液内科、呼吸器内科、神経内科、消化器内科、糖尿病・代謝内科、外科、消化器外科、乳腺外科、小児外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、

精神神経科、放射線科、麻酔科、病理診断科、歯科口腔外科、ペインクリニック
内科

参考3 周産期医療

周産期とは、妊娠満22週から出生後満7日未満までをいう。この時期は母子ともに異常が発生しやすく、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方から一貫した総合的な医療体制が必要であることから、特に周産期医療と表現している。